

## 国道42号「降雨による事前通行規制区間」について ～ 「規制基準」を一部緩和します ～

紀勢国道事務所が管理する国道42号の一部区間では、大雨による災害の危険から道路利用者を守るため、降り始めからの連続雨量が事前に設定した基準に達すると通行止めを行う「事前雨量規制区間」を設けています。

今回、令和5年6月1日より下記区間の通行規制基準（雨量）を緩和することについてお知らせします。

### 1. 【通行規制基準緩和の内容】

- <区 間> 国道42号（<sup>さださか</sup>佐田坂）  
三重県熊野市<sup>あすかちょうこさか</sup>飛鳥町小阪 ～ 三重県熊野市<sup>おおどまりちょうてらみち</sup>大泊町寺道
- <規制基準> 雨量規制 連続雨量 300mm ⇒ **連続雨量 320mm**
- <そ の 他> 詳細は別紙をご覧ください。

### 2. 配布先：

三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ、松阪記者クラブ、尾鷲記者クラブ、  
熊野市政記者会

### 3. 問合せ先：国土交通省 中部地方整備局 紀勢国道事務所

副所長（管理） <sup>やまだ よしひろ</sup> 山田 純弘 TEL 0598-52-5366

管理第一課長 <sup>きたがわ しんいち</sup> 北川 真一 TEL 0598-52-5366



国土交通省 中部地方整備局  
紀勢国道事務所  
TEL. (0598)52-5360 (代表番号)  
E-Mail: cbr-kisei@mlit.go.jp



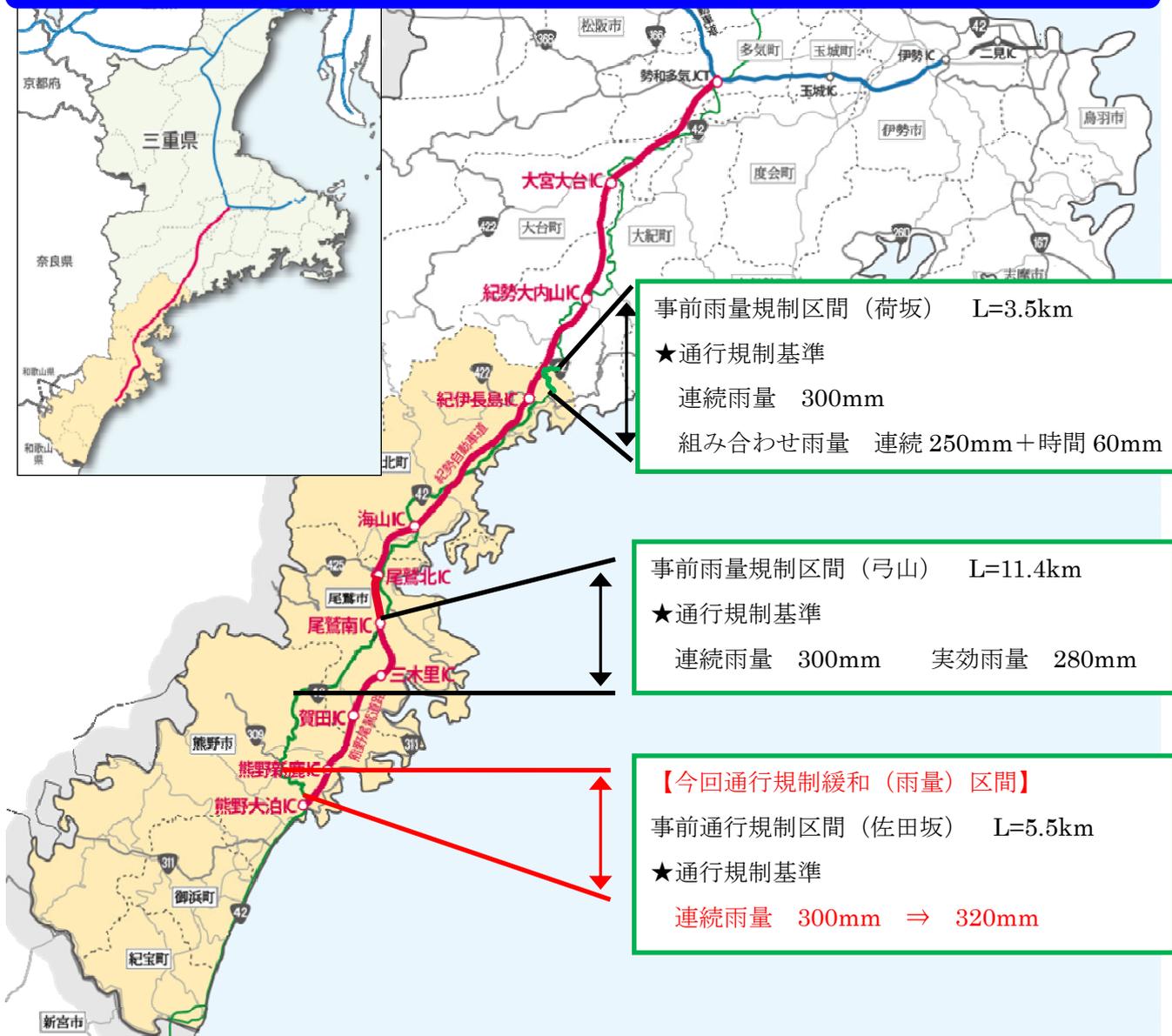
紀勢国道HP



紀勢国道twitter

道路の異状を発見したら...  
道路緊急ダイヤル  
#9910 通話料無料  
24時間受付

# 位置図



## ○通行規制基準（雨量）緩和の経緯

当該区間は、通行車両の安全確保を目的として昭和44年度に事前通行規制区間（L=5.5km、規制基準 連続雨量 300mm）に指定されました。

平成8年度から防災対策事業に着手し、平成29年度に対策工事が完了しました。

対策工事完了後、2度の現規制基準（連続雨量 300mm）以上の連続雨量を経験し、道路災害が発生しなかったことから、学識経験者の見解を踏まえ、交通の安全に支障が無いと判断したものです。

## ○基準緩和の効果

平成13年から令和2年までの20年間の雨量による通行規制（連続雨量 300mm）は計8回（2.5年に1回）実施されているが、今回の基準緩和（連続雨量 320mm）の場合は5回（4年に1回）にまで低減するため、熊野市飛鳥町及び周辺町村の孤立リスクが減少します。